

# 協働推進のための基本方針

～あなたの活動が「元気なまち“ながの””をつくれます～



平成 26 年 6 月

長野市

## 【目 次】

はじめに .....	1
------------	---

### 第1章 基本的な考え方

1 「協働」を推進する理由と方向性 .....	2
(1) 人と人とのつながり	
(2) 市を取り巻く環境の変化	
(3) 地域の特性を活かしたまちづくり	
2 協働の定義 .....	5
3 協働の原則 .....	5
4 協働の範囲 .....	6
5 効果的な協働手法の選択 .....	8

### 第2章 協働の実践に向けて

1 協働の手順 .....	9
2 長野市の取組 .....	10
(1) 協働を推進するための環境整備	
(2) NPO等の組織力向上に向けた支援	
(3) 長野市市民協働促進委員会の設置	

むすびに .....	12
------------	----

#### 参考資料

「協働推進のための基本方針」策定の審議状況 .....	13
長野市市民公益活動促進委員会委員名簿 .....	15

## はじめに

本市では、長野冬季オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機として、ホスピタリティやボランティア精神が醸成され、「社会貢献」や「自己実現」の気運が高まりました。また、市民公益活動団体と市との協働を進めるため、平成15年3月に「市民公益活動促進のための基本方針」を策定し、市民公益活動団体の育成や支援を中心とした事業に取り組んできました。

その結果、市内にもNPO法人をはじめとする数多くの市民公益活動団体が設立され、さまざまな分野で活発な活動が行われています。

その後、市民のライフスタイルや価値観の多様化などが一層進み、地域社会を取り巻く環境も大きく変化し、さまざまな課題が生じています。

そこで、時代に合った考えや新たな仕組みを構築することが必要となっています。

さまざまな人や組織が協働し、それぞれの持つ特性や長所を発揮して活動することは、市民生活や地域が豊かになることに結びつくものと考えます。

本市では、市民公益活動団体と市との協働だけでなく、民間団体同士の協働も含めたさまざまな活動がさらに活発になることを目指し、これまでの「市民公益活動促進のための基本方針」を見直して、新たに「協働推進のための基本方針」を策定しました。

この基本方針は、協働を推進していくための基本的な考え方や方向性を示したものです。今後は、この基本方針に則り、さまざまな人や組織による協働をより積極的に進め、多様な協働が活発に展開されるように取り組んでまいります。

# 第1章 基本的な考え方

一人ひとりの力は小さくとも、人や組織がつながれば、大きな力を発揮することができます。

さまざまな人や組織が、互いに力を合わせて、活動することで、「協働」の意識が一層育まれ、住みよいまちづくりにつながります。

## 1 「協働」を推進する理由と方向性

### (1) 人と人とのつながり

～みんなが安心して暮らせるまちを目指して～

**市民一人ひとりが、人と人の絆を意識し、地域社会の一員として、自らの役割（居場所と出番）を見つけ出すことが大切です。**

子どもの安全対策、一人で暮らす高齢者の問題、地震などの自然災害など、私たちが生活する上で、自分や家族の努力だけでは解決できない課題が増えています。

例えば、「地域で子どもの見守りをする」、「困ったときには隣近所で助け合う」、「祭りや行事を地域の皆で継承していく」など、「人と人とのつながり」がこれまで以上に求められています。

この「つながり」は、他人を思いやる心や、人の役に立ちたいと思う気持ちから生まれてくるものです。

しかし、近頃は隣人に対して無関心な人が増えているといわれています。子どもも大人も人や地域と関わる機会が減り、地域におけるコミュニケーションが少なくなり、「つながり」が希薄化しています。

異なる年代やさまざまな立場の人と交流することで「人と人とのつながり」、いわゆる「絆」が深まります。人と人の絆の大切さを意識し、つながることに喜びを感じる心を取り戻す時期が来ているのではないのでしょうか。

一人ひとりが小さな力を出し合い、行動することによって、誰もが安心して暮らせる地域社会が実現できます。

## (2) 市を取り巻く環境の変化

### ～市民参加によるまちづくりに向けて～

**本市を取り巻く環境は、今後ますます変化していくと考えられます。  
そのため、さまざまな人や組織が力を合わせてまちづくりを進めていくことが大切です。**

近年、人口減少、環境問題、厳しい経済情勢など、社会経済構造が大きく変化しています。

さらに、少子・高齢化の進行により、社会を支える生産年齢人口（15～64 歳）が急速に減少しており、地域課題は、より解決が困難なものになっています。

加えて、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、市民ニーズも複雑化しています。

そのため、従来、行政が提供してきた公平・均一的なサービスだけでは市民の満足を得ることは難しくなっています。

市民が望むまちづくりを行うためには、さまざまな人や組織が力を合わせ、それぞれの特性や長所を活かして活動していくことが重要です。

### (3) 地域の特性を活かしたまちづくり

～地域を誇りに思い、地域に愛着を持つ意識を育むために～

**「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識のもと、「この地域に住んでいてよかった、これからも住み続けたい」と思えるような、地域の特性を活かしたまちづくりが大切です。**

本市は広い市域を有しています。自然豊かな地域、歴史的な文化遺産を有する地域、産業が盛んな地域など、さまざまな特性を持つ地域があります。

自分たちが住みやすいまちづくりを進めるためには、地域の特性をより活かしていくことが大切です。

本市では、住民主体によるまちづくりの実現を目指して「都市内分権」を推進しています。

地域における住民自治の担い手として、また、まちづくりの市の協働相手として「住民自治協議会」が市内の全 32 地区に設立され、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識のもと、地域独自の活動を展開しています。さらに、PTA、公民館、商店会等のさまざまな人や組織が、住みやすいまちづくりを進めるための活動をしています。

地域における活動をより一層充実させるためには、さまざまな人や組織の協働による取組が重要となります。これらの取組を通して、市民ニーズに基づく地域の特性を活かしたまちづくりが、さらに進むものと考えます。

このような活動に住民が主体的に取り組むことは、地域を誇りに思い、地域に愛着を持つ心を育むことにもつながっていきます。

## 2 協働の定義

協働とは、さまざまな人や組織が、互いを理解し合い、対等な立場で、特性や長所を発揮しながら、共通の目的の達成に向けて力を出し合うことです。

地域課題を解決し、住みよい魅力あるまちづくりを進めていくためには、行政だけでなく、さまざまな人や組織が、それぞれの役割を果たすことにより、共に社会を支え合うことが必要です。「協働」とは、そのような取組をいいます。

## 3 協働の原則

協働は、次の6原則に基づいて取り組みます。

### 【原則1】 目的・目標の共有

協働する人や組織は「何のために協働するのか」という取組の目的を協議し、それを確認します。また「いつまでにどれだけの成果を上げるのか」という目標を互いに確認して協働に取り組みます。

### 【原則2】 相互理解と尊重

相手の立場や特性、長所や短所を理解し、それを尊重することにより、互いの信頼関係、対等な関係を築くことは重要なことです。それぞれの持つ特性や長所を十分に発揮して協働に取り組みます。

### 【原則3】 役割の明確化と共有

それぞれの持つ特性や長所に基づき、協働する人や組織が果たす役割を明確にし、それを互いに認識して協働に取り組みます。

### 【原則4】 過程の共有

企画、実施、評価及び改善の各過程において、互いに協議する機会を設け、全過程を共有して協働に取り組みます。

### 【原則5】 評価の実施と改善

目標の達成状況、協働の効果や手順の妥当性等について評価を実施し、必要な改善を行い協働に取り組みます。

### 【原則6】 事業や活動の公開

実施する事業や活動には、透明性が求められます。評価結果を含め、全過程を公開して協働に取り組みます。

## 4 協働の範囲

～さまざまな人や組織が取り組みます～

協働には、行政とNPO・住民自治協議会・企業等との協働のほか、NPO同士、住民自治協議会とNPO等、行政が関わらない協働を含む、さまざまな形態が考えられます。

協働によるまちづくりは、行政に加えて、市民、住民自治協議会等の地域コミュニティ組織、NPO等の市民公益活動団体、企業等のさまざまな人や組織が連携し、それぞれの持つ特性や長所を發揮して活動することが大切です。

NPO法人などの市民公益活動団体は、社会的な使命を目的に掲げ、地域の課題解決に向けて自発的に取り組んでいます。

これらの市民公益活動団体をはじめ、地域のさまざまな人や組織が公益的なサービスを補い合うことで、市民の多様なニーズに、よりきめ細かく応えることができます。

例えば、「住民自治協議会と学校が協働により子育て支援活動を行う」、「市とNPOと商店会が協働により地域の活性化に取り組む」、「企業とNPOが協働によりレジ袋の削減に取り組む」などが考えられます。

互いの特性や持てる力が多様に結びつき、共通の目的の達成に向けて活動することで、「協働」によるまちづくりの実現が期待できます。



協働の範囲のイメージ図



## 市民公益活動とは

市民公益活動とは、次の条件を満たす活動をいいます。

- ① 市民の自主的な活動であること  
市民が自由な発想で、自発的に行う活動であること
- ② 営利を目的としない活動であること  
その活動から利益を生み出すことを禁ずるのではなく、利益を出資者、構成員に分配することを禁止すること
- ③ 公益性を有する活動であること  
不特定かつ多数の者の利益を始めとする、広く社会全般の利益を図るための活動であること
- ④ 宗教・政治活動を目的とする活動でないこと  
宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするものでないこと  
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと  
特定の人・政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと
- ⑤ 反社会的な活動でないこと  
市民生活の秩序や安全に脅威を与える活動でないこと

## 市民公益活動団体とは

市民公益活動団体とは、次の条件を満たす団体をいいます。

- ① 市民公益活動を行う団体であること
- ② 会員の資格や入退会に関して、不当な条件を付さないこと
- ③ 規約、会則等で代表者や運営の方法が決まっていること
- ④ 独立した組織で活動が継続的に行われること
- ⑤ 暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体ではないこと

## 5 効果的な協働手法の選択

協働には、さまざまな手法があります。最も効率的で効果的な取組となるように、適切な手法を選択することが大切です。

従来からの手法として、委託、補助金・助成金、共催・共同実施、実行委員会・協議会、情報提供・情報交換、後援、施設・物品貸与、指定管理者制度等がありますが、事業の目的、内容や協働相手等を踏まえて、取り組む手法を考えます。

## 第2章 協働の実践に向けて

### 1 協働の手順

協働による取組は、基本的に次の手順を進めていきます。  
必要に応じて、それぞれの過程で、市の支援を有効に活用してみましょう。

#### ① 協働で取り組みたいことを考える

協働することにより、単独ではできなかったことが、効率的に進められるようになり、より高い効果が期待できます。

まずは、協働によって取り組みたいことを考えてみましょう。

#### ② 協働する相手をさがす

次は、共に協働に取り組む相手をさがします。

課題解決に向けて、自分には何ができるのか。または、何を必要としているのかを考え、互いの相乗効果が期待できる適切な相手とします。

NPOや企業等の取組を確認したり、地域の活動に積極的に関わってみることも必要でしょう。ときには、協働の提案や呼びかけも大切です。

#### ③ 協働で取り組む手法を考える

協働する相手が見つかったら、共通の目的・目標の達成に向けて、どのように取り組むのか、互いに十分に協議して適切な手法を考えます。

#### ④ 協働に取り組む

取組の手法が決定したら、「協働の原則」に従い、互いの自主性と自立性を尊重し、協働に取り組みます。

## 2 長野市の取組

### (1) 協働を推進するための環境整備

#### ① 市民協働サポートセンターの運営

市では、NPOやボランティア、市民活動団体等の公益活動を総合的に支援する拠点として、市民公益活動センターを設置し、活動を始めるための団体の設立や運営に関する支援等を行ってきました。

これからは、従来からの支援に加え、さまざまな人や組織による公益的な活動をより発展させるため、交流や連携の機会を提供するなど、市内における協働の取組がさらに活発化することを目指します。

なお、施設の名称は、「市民協働サポートセンター」に改め、市民が協働に取り組むための多様な支援（サポート）を行います。

市民協働サポートセンターでは、主に次の事業を行います。

- ・ネットワークの構築：交流事業の企画・実践・支援、個人・団体の登録
- ・情報の収集及び提供：協働の実例、地域や諸活動、市民公益活動団体の紹介
- ・相談及び調整の窓口：NPO法人の設立・運営、市民公益活動の実践
- ・団体・個人の育成：各種講座・学習会の開催 など

#### ② 協働提案や相談のための協働推進員の充実

協働によるまちづくりを推進するためには、市職員の協働に対する意識改革が必要となります。市職員の意識を高め、市民が市に対する協働提案や相談を行いやすい環境づくりを進めます。

そこで、市民が気軽に協働提案や相談ができるように、「協働推進員」の充実を図ります。

協働推進員は、所属内の市職員の協働の意識や理解を深めながら、率先して市民と市との協働によるまちづくりに取り組みます。

市民の自主性や自立性を尊重しながら、さまざまな協働を進めることにより、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを実践していきます。

協働推進員の主な役割は、次のとおりです。

- ・協働事業の提案や相談の対応
- ・協働に関する市民活動支援課、市民協働サポートセンターとの連携
- ・所属職員に対する協働の意識啓発と理解促進

## **(2) NPO等の組織力向上に向けた支援**

### **① 協働の取組に役立つ情報の発信**

より多くの市民が協働に参加できるように、市内で活動するNPO等の組織や活動内容、協働事例の紹介等、協働の取組に関わる情報を分かりやすく発信します。  
また、情報の発信は、活動の輪を広げる機会の提供にもつながります。

### **② 自立と活動に対する支援**

市民自らが提案するまちづくり活動に対して、また、地域の特色あるまちづくりを促進させるために取り組む活動に対して活動資金を支援します。

### **③ NPO向けの融資の促進**

NPO向けの融資を行う団体と連携して、立ち上げ資金や運転資金の確保が困難なNPOに対する融資が円滑に行われるよう支援することにより、NPOの自立を促進します。

### **④ 寄附が集まりやすい環境づくりの促進**

公共的活動に対する寄附を支援する団体と連携し、活動資金として、寄附が集まりやすい環境づくりに努めます。

市民自身が市民活動を支えていく環境づくりも協働を推進する上では重要となります。

## **(3) 長野市市民協働促進委員会の設置**

市内の協働によるまちづくりの取組、今後の協働のあり方、効果的な運用などを協議・検討・提言する組織として、「長野市市民協働促進委員会」を設置します。

委員会では、「協働推進のための基本方針」に関する事項や「市民協働サポートセンター」の運営に関する事項などについても協議・検討します。

## むすびに

誰もが住みよいまちづくりは、行政だけで行なえるものではなく、市民の皆さんと共に、協働で取り組んでいくことが不可欠です。

私たち一人ひとりが、まちづくりについて考え、参加することは、「協働によるまちづくり」を進めていく上では大切なことです。

人と人との絆など地域社会にとってかけがえのない財産を次世代に引き継ぐことは、これまで先人が築いてくれた長野市の良き伝統をさらに発展させることにつながります。

この「基本方針」は、長野市市民公益活動促進委員会にご協力いただき、パブリックコメントのご意見・ご要望と併せて、取りまとめたものです。

今後は、「基本方針」に基づき、「明るく、元気で、住みよい“ながの”」づくりをさらに進めてまいります。

**「協働によるまちづくり」を進めるため、  
さあ、共に、一歩前に進みましょう!!**



## 「協働推進のための基本方針」策定の審議状況

### 第17回 長野市市民公益活動促進委員会

日時：平成25年2月21日（木）9時30分から11時45分

場所：第一委員会室（市役所第一庁舎8階）

内容：○長野市を取り巻く環境

市町村合併、少子・高齢化の進行、都市内分権、NPO法人の増加、協働に関わる市、国、県の取組

○基本方針の確認事項

目指す視点、理念・精神、協働の範囲

### 第18回 長野市市民公益活動促進委員会

日時：平成25年3月14日（木）13時30分から16時45分

場所：会議室17（市役所第二庁舎10階）

内容：○基本方針の確認事項

目指す視点、理念・精神、協働の範囲、見直しの留意事項

### 第19回 長野市市民公益活動促進委員会

日時：平成25年5月17日（金）13時30分から16時30分

場所：第一委員会室（市役所第一庁舎8階）

内容：○基本方針の確認事項

現・基本方針の検証、協働の定義、協働の原則

現・基本方針との比較による【たたき台案】

○今後の進め方（作業部会による作業）

### 第1回 作業部会（長野市市民公益活動促進委員会）

日時：平成25年6月10日（月）9時30分から11時35分

場所：会議室17（市役所第二庁舎10階）

内容：○新・基本方針の見直し作業の進め方

○新・基本方針【構成・骨子】に対する意見聴取

基本方針の方向性、行政の役割、市民の意識、住民自治協議会、協働の範囲 など

### 第2回 作業部会（長野市市民公益活動促進委員会）

日時：平成25年7月16日（火）15時00分から17時10分

場所：会議室11（市役所第一庁舎5階）

内容：○新・基本方針【たたき台案】に対する意見聴取

基本方針の方向性・構成、協働の必要性、市の体制整備、市民公益活動センターの役割、当委員会の役割 など

### 第3回 作業部会（長野市市民公益活動促進委員会）

日時：平成25年8月26日（月）16時00分から18時10分

場所：職員会館2階和室

内容：○新・基本方針【素案】に対する意見聴取  
はじめに、市の取り巻く環境の変化、協働の必要性、協働の定義、  
協働形態の選択 など

### 第4回 作業部会（長野市市民公益活動促進委員会）

日時：平成25年10月23日（水）15時00分から17時10分

場所：職員会館2階洋室

内容：○新・基本方針【素案】に対する意見聴取  
市民協働サポートセンター、協働推進員、市職員の協働の意識 など

### 第5回 作業部会（長野市市民公益活動促進委員会）

日時：平成25年12月12日（木）15時00分から16時40分

場所：職員会館2階洋室

内容：○新・基本方針【素案】に対する意見聴取  
作業部会による【素案】として承認

### 第20回 長野市市民公益活動促進委員会

日時：平成26年1月24日（金）15時00分から17時00分

場所：第二委員会室（市役所第一庁舎8階）

内容：○新・基本方針【素案】の承認  
○今後の進め方（策定までのスケジュール）

### 第21回 長野市市民公益活動促進委員会

日時：平成26年5月14日（木）15時00分から16時40分

場所：第二委員会室（市役所第一庁舎8階）

内容：○新・基本方針の承認

※1 現・基本方針：市民公益活動促進のための基本方針

※2 新・基本方針：協働推進のための基本方針



## 長野市市民公益活動促進委員会委員名簿

(敬称省略)

委員長	うえはら たかお 上原 貴夫	(長野県短期大学 教授) ※
委員	いけだ れいこ 池田 玲子	(長野県農村文化協会 役員)
〃	かさい ひろあき 河西 弘明	(公募市民) ※
〃	かねこ あきら 金児 璋	(長野市ボランティア連絡協議会 会長)
〃	きくち あきひろ 菊池 明弘	(NPO法人長野県NPOセンター 事務局長) ※
〃	たがわ よしこ 田川 賀子	(ながの情報FREE 編集長) ※
〃	むろい みちこ 室井 美稚子	(清泉女学院大学 教授)
〃	ゆぼ あきら 弓場 法	(公募市民) ※
〃	よしだ よしふみ 吉田 理史	(NPO法人信州アウトドアプロジェクト 代表理事)

※印は、作業部会委員を兼務



## 協働推進のための基本方針

平成26年6月発行

編集・発行 長野市地域振興部市民活動支援課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話 026(224)5033(直通)

FAX 026(224)5103

E mail [shiminkatudo@city.nagano.lg.jp](mailto:shiminkatudo@city.nagano.lg.jp)